

社会福祉法人県央福祉会 一般事業主行動計画書

社会福祉法人県央福祉会のすべての職員がその能力を十分発揮できるような雇用環境を整備するとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる事業所になるため、次のように行動計画を策定します。

1、計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2、内容

目標 1 育児休業制度の周知と取得を推進し、男性職員の育休取得率 90%以上を継続します。

《対策》

・令和8年4月～

制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知を行います。

取得の質を高めるため、取得者の声を収集し、より効果的な取得期間の在り方を検討します。

目標 2 女性職員が管理職として活躍できる環境づくりを行い、管理職に占める女性割合を 40%以上にします。

《対策》

・令和8年4月～

利用できる制度の周知を行い、働き方の選択肢を増やします。

社員一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成し、中長期的な視点での育成をし、性別に関わらず管理職を目指しやすい職場環境を整備します。

定期的に仕事についての意識調査を行い、調査結果に基づく改善案を検討・実施します。

目標 3 有給休暇の取得日数アップを目指し、年平均 10 日以上の取得を目指します。

《対策》

・令和8年4月～

各事業所において職員の年次有給休暇の取得計画を作成します。

目 標 4 職員の月平均残業時間 10 時間以内を維持します。

《対策》

・令和 8 年 4 月～

月ごとに残業時間を確認し、平均残業時間が 10 時間以内になるよう取り組みを継続します。

長時間労働が発生した職員に対し、上司が業務内容・業務量を確認する個別面談を実施し、抱え込みや業務の偏りを早期に把握します。

目 標 5 職場のハラスメントの防止に努めます。

《対策》

・令和 8 年 4 月～

ハラスメント防止規程・マニュアルの周知や研修を行い、ハラスメントに関する正しい知識と適切なコミュニケーションスキルを身につけ、誰もが安心して働ける職場環境を実現します。

・令和 9 年 4 月～

相談件数の推移、職員アンケート結果などをもとに効果を評価し、必要に応じて内容や方法を見直す。

以上の目標は、職員の福利厚生会と密接な関係があるため、連携を図りながら目標達成に向けて努力していきたいと思います。

制定 平成 17 年（2005 年）4 月 1 日

改正 平成 20 年（2008 年）4 月 1 日

平成 23 年（2011 年）4 月 1 日

平成 26 年（2014 年）4 月 1 日

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日